

大阪中央労働基準協会支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は、大阪中央労働基準協会支部（以下、「大阪中央支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 大阪中央支部は、主たる事務所を大阪府中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 大阪中央支部は、労働基準行政に協力し、労働基準法、労働安全衛生法及び労働者災害補償保険法並びにその他の関係法令の普及浸透を図り、労働条件の向上、産業災害の防止及び労働衛生の伸展に寄与するために必要な事業を行うことによって、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 大阪中央支部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 労働災害の防止及び健康の確保のための労働安全衛生法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会の実施並びにこれらの広報啓発に関すること
- (2) 労働者の福祉の向上のための労働基準法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施並びにこれらの広報啓発に関すること
- (3) 前2号の目的を達成するための労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令の正しい知識の普及啓発に関すること
- (4) その他前各号の目的を達成するために必要なこと

2 大阪中央支部は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 労働災害の防止及び健康の確保等に関する書籍等の販売
- (2) 労働安全衛生法及び関係法令等に定める法定資格の修了証の再交付に関すること
- (3) 公益目的で使用する団体・個人に対する協会施設の貸与に関すること

3 前各項に規定する事業は大阪府内において行うものとする。

第3章 支部会員

(支部会員)

第5条 大阪中央支部の会員（以下支部会員という）は、第3条の支部の目的に賛同して加入した事業所、個人又は団体であって、次のとおりとする。

- (1) 一般支部会員 事業所又は個人
- (2) 団体支部会員 事業所又は個人を構成員とする団体

(支部会員の資格の取得)

第6条 大阪中央支部の支部会員になろうとする者は、支部理事会において別に定める「入会申込書」を提出し、その承認を受けなければならない。
支部会員は大阪中央労働基準協会支部会員名簿に登録する。

(支部会費)

第7条 支部会員は、支部総会において別に定める支部会費規程により支部会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 支部会員は、支部理事会において別に定める「退会届」を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 支部会員が次のいずれかに該当するときは、支部総会において、支部総会員の半数以上であって、支部総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該支部会員を除名することができる。

- (1) この支部会則その他の規則に違反したとき
- (2) 大阪中央支部の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された支部会員には、支部長はその旨を通知しなければならない。

(支部会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、支部会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上支部会費を納入しないとき

- (2) 支部会員の3分の2以上の同意があったとき
- (3) 当該支部会員が事業を廃止したとき
- (4) 第8条の退会届を提出し受理されたとき

(拋出金品の不返還)

第11条 既に納入された支部会費並びに支部会員及び支部会員以外の者から寄附された金品は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

第4章 支部総会

(構成)

第12条 支部総会は、すべての支部会員をもって構成する。

(権限)

第13条 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 支部の解散
- (2) 支部会員の除名
- (3) 支部理事及び支部監事の選任又は解任
- (4) 支部に係る事業計画及び実施結果報告、収支計算書類の承認
- (5) 支部会則の変更・承認
- (6) 支部会費の額の変更・承認
- (7) 大阪労働基準連合会の活動等についての意見・提案のとりまとめ
- (8) その支部の運営に関する重要事項

(開催)

第14条 支部総会は、定時支部総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、支部理事会の決議により臨時支部総会を開催する。

(招集)

第15条 支部総会は、支部理事会の決議に基づき、支部長が招集する。

- 2 総支部会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する支部会員は、支部長に対し、支部総会の目的である事項及び招集の理由を示して、支部総会の招集を請求することができる。
- 3 支部総会を招集する場合は、支部総会の日々の1週間前までに支部会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。支部長に事故等による支障があるときは、労務部会長兼副支部長がこれに当たる。又、労務部会長兼副支部長が事故等による支障があるときは、支部事務局長兼副支部長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 支部総会における議決権は、一般支部会員並びに団体支部会員共に支部会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 支部総会の決議は、総支部会員の議決権の過半数を有する支部会員が出席し、出席した当該支部会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総支部会員の半数以上であつて、総支部会員の議決権の3分の2以上に当たる多数（特別決議）をもって行う。

- (1) 支部会員の除名
- (2) 支部理事・支部監事の解任
- (3) 支部会則の変更
- (4) 支部の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 支部総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及びその会議で選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印又は署名するものとする。

第5章 支部役員

(支部役員の設置)

第20条 大阪中央支部に、次の支部役員を置く。

- (1) 支部理事 20名以上30名以内
 - (2) 支部 監事 1名以上3名以内
- 2 支部理事のうち1名を支部長、もう2名を副支部長とする。
- 3 副支部長2名のうち1名は労務部会長を兼務し、もう1名は支部事務局長を兼務し、業務執行支部理事とする。

(支部役員の選任)

第21条 支部理事及び支部監事は、支部総会の決議によって支部会員のうちから選任する。ただし、各1名は支部会員以外の者から選任することができる。

- 2 支部長及び副支部長は支部理事会の決議によって、支部理事の中から選任する。
- 3 支部監事は、支部理事又は使用人を兼ねることができない。

(支部理事の職務と権限)

第22条 支部理事は、支部理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 支部長は、支部を代表し、その支部の業務を統括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が業務執行が出来ない場合に代行する。
- 4 副支部長2名のうち1名は支部事務局長を兼務し、支部長の指揮・指示のもと支部業務の執行を行う。
- 5 支部長、副支部長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を支部理事会に報告しなければならない。

(支部監事の職務と権限)

第23条 支部監事は、支部理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 支部監事は、いつでも、支部理事及び使用人に対して事業の報告を求め、支部の業務及び会計の状況を調査することができる。
- 3 支部監事は、支部理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(支部役員任期)

第24条 支部理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 支部監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時支部総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した支部理事又は支部監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 支部理事又は支部監事は、会則第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお支部理事又は支部監事としての権利義務を有する。

(支部役員解任)

第25条 支部理事及び支部監事は、支部総会において、総支部会員の半数以上であって、

総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。

(支部役員の報酬等)

第26条 支部理事及び支部監事は無報酬とする。ただし、副支部長兼務事務局長に対しては、支部理事会において別に定める報酬等を支給することができる。

第6章 支部理事会

(構成)

第27条 大阪中央支部に支部理事会を置く。

2 支部理事会はすべての支部理事をもって構成する。

(権限)

第28条 支部理事会は、次に掲げる事項を審議又は議決する。

- (1) 支部の運営に係る重要事項（事業計画・事業報告・収支予算・収支計算書類含む）の審議・承認
- (2) 支部理事の職務の執行の監督
- (3) 支部長、副支部長及び支部事務局長の選定及び解任
- (4) 支部総会の開催及び付議すべき事項の決定・承認
- (5) 支部会則の施行に必要な細則の制定・変更・改廃に関する事
- (6) 大阪労働基準連合会理事候補1名の推薦
- (7) その他支部運営に係る重要事項の審議

(招集)

第29条 支部理事会は支部長が招集する。

2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故等で支障があるときは、労務管理部会長兼副支部長が支部理事会を招集する。労務管理部会長兼副支部長が事故等で支障があるときは事務局長兼副支部長が支部理事会を招集する。

(決議)

第30条 支部理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する支部理事を除く支部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(種類及び開催)

第31条 支部理事会は、定例支部理事会及び臨時支部理事会の2種類とする。

2 定例支部理事会は、毎事業年度の半期に1回以上開催する。

3 臨時支部理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき
- (2) 支部長以外の支部理事から支部長に対し、支部理事会の目的である事項を記載した書面をもって支部理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を支部理事会の日とする支部理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした支部理事が招集するとき
- (4) 支部監事から支部長に対し、支部理事会の招集の請求があったとき
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を支部理事会の日とする支部理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした支部監事が招集するとき

(議長)

第32条 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

支部長が欠けたとき又は支部長に事故等で支障があるときは、労務管理部会長兼副支部長を議長とする。労務管理部会長兼副支部長が事故等で支障があるときは事務局長兼副支部長がこれに当たる。。

(議事録)

第33条 支部理事会の議事については、事務局長が議事録を作成する。

2 出席した支部長、副支部長及び支部監事は、前項の議事録を確認し記名押印する。

第7章 支部専門部会

(支部専門部会)

第34条 大阪中央支部は、第4条の事業を行うため、労務管理部会、安全部会、衛生部会及び総務・広報部会並びに支部理事会が必要と認めた専門部会を置く。

2 部会の組織、運営等に関する細則は、支部理事会の決議を得て支部長が定める。

第8章 会計・予算・決算

(事業年度)

第35条 大阪中央支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則、事業計画及び収支予算)

第36条 大阪中央支部の会計処理については、公益法人会計処理基準並びに大阪労働基

準連合会の会計処理規程に準拠して処理する。また、会計処理の詳細については大阪中央支部会計処理細則によるものとする。

また、事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、支部事務局長が作成し、支部長の承諾のうえ、支部理事会の決議・承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 大阪中央支部の経理責任者は支部事務局長とする。
- 4 支部の金銭の支出は支部長の決裁による。但し予算内における定例かつ疑義のない支出は支部事務局長の決裁により処理することが出来る。
- 5 大阪中央支部の予算執行に当たっては、支部長の指揮下において、支部事務局長が行うものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 大阪中央支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が次の書類を作成し、支部監事の監査を受けた上で、支部理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時支部総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則、支部会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 事務局

(職員)

第38条 大阪中央支部の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、職員若干名を置く。
- 3 事務局には、支部事務局長を置くことができる。
- 4 事務局の運営に関する規程は大阪労働基準連合会の事務局規定に準拠すると共に支部理事会の決議を経て支部長が別に定める事務局規定細則による。

第10章 支部会則の変更及び解散

(支部会則の変更・改廃)

第39条 この会則は、支部総会の決議によって変更・改廃することができる。

但し、会則に基づく細則・内規等は支部理事会の決議により制定・変更・改廃することができる。

(解散)

第40条 大阪中央支部は、支部総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分)

第41条 大阪中央支部は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 大阪中央支部が清算をする場合において有する残余財産は、支部総会の決議を経て、公益社団法人大阪労働基準連合会に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 大阪中央支部の公告は、大阪中央支部の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法または電子公告により行う。

附 則

(施行期日)

1 この会則は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般社団法人大阪中央労働基準協会から公益社団法人大阪労働基準連合会大阪中央支部への移行当初の支部長・副支部長・及び支部理事、支部監事等の役員並びに支部事務局長は移行前の大阪中央労働基準協会の会長・労務部会長・専務理事・理事・監事等の役員・事務局長をもって充てる。また、その任期は移行後の支部総会の終結の時までとする。